

投稿論稿選出理由

偽計による証拠収集

——アメリカ法の観点から——

吉原 潤

本論稿は、わが国の捜査機関が行う証拠収集において、偽計的手段が用いられた場合の適法性判断枠組みについて、アメリカでの同意搜索の議論を出発点として明確化を試みるものである。

編集委員会として次の点を評価した。

- ・ 捜査機関による偽計が対象者の同意の有効性にどのように影響するかという、わが国では未だ詰めた議論がなされていない問題について、一定の新規性ある結論を導いている。
- ・ 同意搜索に関するアメリカの裁判例を詳細に分析、検討したうえでアメリカでの枠組みを整理しているほか、その枠組みの日本法への適用も正確になされており、この問題について新たな解決策を示すものとなっている。
- ・ 信義則に基づく証拠制限という、新たな視点を提供しており学術的価値が高いといえる。
- ・ 「偽計による証拠収集」の適法性判断枠組みにフォーカスされた議論がなされているため、何のための議論であるかが明確であり、非常に好印象である。

一方、審査会議では、アメリカの議論の紹介にとどまるのであればともかく、日本における問題の解決まで示すというのであれば、アメリカの裁判例が示す基準の妥当性自体について検討し、自らの意見を示すことが必要ではないかという点、「刑訴法上は1つの処分・行為を2つの側面から捉えてそれぞれ異なる取り扱いをするということが基本的に認められていない」（本論稿 27 頁）との理解は不正確ではないか、少なくとも別件逮捕の例のみでは根拠として不十分ではないかという点につき議論がなされた。

しかしながら、前者について執筆者は、アメリカ裁判例に対するアメリカの研究者等の中で有力な見解を前提としており、その見解を前提にすること自体に一定の説得性があるといえ、また、後者についても、本論稿の核心部分に与える影響は少なく、上記の指摘をもっても本論稿の価値が減殺されるものではないとの評価に至った。

以上より、本論稿は、法科大学院生の論稿として論理的精確性及び新規性が共に一定水準に達しており、掲載可と判断するに至った。

なお、掲載決定後に、執筆者による一定の補正・追記がなされた。